

横浜市生涯学習推進会議設置要綱

制 定 平成元年2月8日

最近改正 平成18年4月1日 教生第38号（教育長決裁）

（目的及び設置）

第1条 横浜市生涯学習基本構想に基づき、民間と行政とが連携して、総合的な生涯学習施策を推進するため、横浜市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市生涯学習推進計画に対する意見具申及び実施結果の評価を行うこと。
- (2) 生涯学習推進本部から提起された事項を協議し、意見具申を行うこと。
- (3) 市民啓発・普及及びリカレント教育の推進に関すること。
- (4) 生涯学習機関等との連携や協働・協力体制づくりを推進すること。
- (5) 情報交換等を行うことにより、各区の生涯学習を推進・支援すること。
- (6) その他生涯学習基本構想の調整及び生涯学習の総合的推進に関すること。

（組織及び運営）

第3条 推進会議は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、推進会議を招集、主宰し、副議長は、議長を補佐する。

4 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

6 推進会議は、必要に応じて、有識者、関係者等の出席を求め、意見等を聞くことができる。

7 推進会議は、専門的事項を調査・検討するため、議長の指名するものをもって専門部会を設置することができる。

8 議長、副議長、委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

9 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第4条 推進会議の事務は、教育委員会事務局生涯学習部、市民活力推進局市民協働推進部及び都市経営局政策部並びに大学調整課において処理する。

2 事務局長は生涯学習部長とする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し、必要な事項は議長が定める。

附則

この要綱は、平成元年2月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年7月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年11月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。